

長崎短期大学と釜山外国語大学との国際交流協定書

日本国・長崎短期大学と大韓民国・釜山外国語大学は、学術および教育、文化に関して有意義な交流を推進し、相互の友好を深めることに合意し、国際交流協定を締結することにする。

1. 両大学は、長期に亘る友好・互恵・相互理解の精神に基づき、以下の学術協力および、人的交流を行うものとする。
 - (1) 学術・研究の相互協力
 - (2) 文献資料の収集に関する相互協力
 - (3) 教職員の相互派遣
 - (4) 学生の相互派遣
 - (5) 文化・スポーツ交流
 - (6) その他、交流・相互理解に関連した事項
2. 本協定の実施に必要な細目は、別途協議を通じ、覚書に定める。
3. 本協定は、両大学の代表者の署名日から発効し、有効期間を5年とする。期間後、いずれか一方の協定校が改定や終結を申し出なければ、自動的に5年間継続されるものとする。
4. 本協定は、日本語及び韓国語で各2部作成し、各大学は1部ずつ保管する。それらは等しく正文とする。

以上を承認し、両者はここに署名する。

2015年 3月 9日

長崎短期大学
学長 安部恵美子

安部 恵美子

2015年 3月 9日

釜山外国語大学
総長 鄭海麟

정해린